

独立行政法人農畜産業振興機構の業務・組織全般の見直し

平成29年8月
農林水産省

1. 基本的な考え方

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の農業産出額の6割以上を占め、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等を実施して農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命としている。

機構はこれまで、農畜産物生産者の経営安定対策、農畜産物の需給調整・価格安定対策を適切に実施するほか、BSE（牛海綿状脳症）、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生、飼料価格の高騰、東日本大震災、熊本地震などの緊急事態に迅速かつ的確に対応してきた。

一方、我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面している。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農業を発展させるためのスピード感のある取組が求められている。このため国は、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）を決定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしている。

こうした中、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の締結に伴い決定された総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされた。また、生産資材価格の引下げや農産物の流通・加工構造の改革等を通じて農業の競争力強化を実現するため、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）が決定され、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされた。さらに、平成29年7月に日EU経済連携協定が大枠合意に至り、新たな国際環境に入ることを踏まえ、経営安定対策の検討、競争力を高めるための取組を推進することとしている。

機構は、経営安定対策等の政策実施機関としてその中核を占めており、その政策実施機能の最大化を図り業務を的確に実施していくため、業務・組織全般について以下の見直しを行う。

2. 事務及び事業の見直し

(1) 経営安定対策

<講じる措置>

- ① 畜産部門では、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）、加工原料乳生産者経営安定対策事業等の畜産業振興事業並びに加工原料乳生産者補給交付金の交付及び肉用子牛生産者補給交付金の交付を引き続き実施する。

なお、農業競争力強化プログラムを受けて平成29年6月に公布された畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（以下「畜安法等の一部改正法」という。）により加工原料乳生産者補給金制度が改正され平成30年4月から実施されること、また、平成28年12月に公布された環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「TPP関連法」という。施行はTPP協定発効の日。）により牛マルキン及び豚マルキンが法律に基づく制度に移行することから、これらの制度改正に適切に対応する。

- ② 野菜部門では、指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び野菜農業振興事業を引き続き実施する。

なお、農業災害補償法が農業保険法に改められ、収入保険制度が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。

- ③ 砂糖・でん粉部門では、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を引き続き実施する。

<背景・理由>

TPP協定の締結、日EU経済連携協定の大枠合意など、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることとなるが、農林水産業の体質強化、経営安定・安定供給に備えた措置の充実を図るため、機構が実施する経営安定対策を引き続き実施するとともに、法律改正に伴う制度の改正等に的確に対応していく必要がある。また、農業競争力強化プログラムを受けて改正された加工原料乳生産者補給金制度等についても的確に対応する必要がある。

(2) 需給調整・価格安定対策

<講じる措置>

- ① 畜産部門では、指定食肉については、機構による売買、生産者団体等が国の認定を受けて行う調整保管事業に対する補助を引き続き実施する。なお、TPP関連法が施行された場合には、指定食肉の売買及び生産者団体等が国の認定を受けて行う調整保管事業に対する補助は廃止されることとなっていることから、同法

が施行された場合には所要の見直しを行う。

指定乳製品等については、機構による輸入・売買等を引き続き実施する。また、畜安法等の一部改正法により、指定乳製品に係る生産者団体等が国の認定を受けて行う調整保管事業に対する補助は平成30年4月に廃止するが、指定乳製品の需給調整及び価格安定対策については、畜産業振興事業により適切に対応する。

平成26年末にバターの商品薄が生じたことを踏まえて実施しているバターの輸入決定時期の明確化や関係者間で需給等について意見交換を行う乳製品需給等情報交換会議の定期的な開催、輸入したバターの流通状況を把握するモニタリング調査等を引き続き実施する。

② 野菜部門では、野菜価格の大幅な下落等があった場合に備え実施している緊急需給調整事業について、事業実績等を踏まえた見直しを行う。

③ 砂糖・でん粉部門では、砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、輸入糖及びコーンスターチ用輸入とうもろこし等を輸入する者から調整金を徴収する価格調整業務を引き続き実施する。

なお、TPP関連法が施行された場合には、砂糖の価格調整に関する制度を拡充して、新たに輸入加糖調製品から調整金を徴収し甘味資源作物及び国内産糖への支援に充当することになることから、制度改正に適切に対応する。

<背景・理由>

TPP協定の締結、日EU経済連携協定の大枠合意など、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることとなるが、農林水産業の体質強化、経営安定・安定供給に備えた措置の充実を図るため、機構が実施する需給調整・価格安定対策を引き続き実施するとともに、法律改正に伴う制度の改正等に的確に対応していく必要がある。

(3) 緊急対策

<講じる措置>

畜産及び野菜部門において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病の発生や経済情勢等の変化、甚大な自然災害などの緊急事態に迅速に対応するための緊急対策を機構の機動性を活かして引き続き実施する。

<背景・理由>

畜産については、口蹄疫の発生をはじめとする重大な家畜疾病や自然災害等が発生した場合には、生きた家畜の飼養継続や毎日生産され腐敗しやすい生乳等の生産物の生産・処理等を安定的に行うための緊急的・機動的な支援により、畜産農家の経営継続・再建等を図ることが重要である。また、野菜についても、野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象に、野菜農家等への支援を行う必要がある。

現中期目標期間においても、熊本地震、頻発する台風等による水害、高病原性鳥インフルエンザの発生等に対処してきたところであり、国産農畜産物を安定的に供給するため、畜産農家、野菜農家等への影響緩和対策等を実施する必要がある。

(4) 情報収集提供業務

<講じる措置>

農畜産物の生産・流通関係者や需要者に対する農畜産物の価格や内外の農畜産物の需給等に関する情報の収集・提供のほか、農畜産物に関する知識の普及等、消費者等の関心の高い情報の提供を引き続き積極的に推進する。また、ホームページでの情報提供の充実を図る。

<背景・理由>

農畜産物の生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するため、農畜産物の国内外における需給・価格動向、経営の安定に資する国内外の優良事例、関連する国内外の政策、関連産業・業界の動き等を適時適切に収集し、これらをわかりやすく整理・分析し、需給動向の判断等に資する情報として、生産・流通関係者や需要者等に提供する必要がある。

また、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物に関する情報を積極的に提供する必要がある。

3. 組織の見直し

<講じる措置>

- ① 理事数については、現中期目標期間に、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等を検証の上、結論を得ることとしているが、検証の結果、現在の体制を維持することとする。
- ② 加工原料乳生産者補給金制度や加糖調製品に係る糖価調整制度の改正等に対応し、ICTを活用した業務の一層の効率化を推進するとともに、業務の円滑な執行に必要な人員・組織体制の整備を図る。

<背景・理由>

- ① 理事数については、平成25年1月21日付けの政策評価・独立行政法人評価委員会から農林水産大臣あての「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」において、真に必要な理事数等について検証するよう意見が示された。

機構の業務は、畜産（家畜・食肉、酪農・乳業）、野菜、砂糖・でん粉と多岐にわたり、それぞれ需給事情や国際情勢、必要となる知識やノウハウが大きく異なること、また、平成30年4月からの畜安法等の一部改正法の施行による見直し後

の加工原料乳生産者補給金制度の適切な実施、TPP協定締結に伴う牛・豚マルキンの法制化及び加糖調製品に係る糖価調整制度の改正、日EU経済連携協定の大枠合意に伴う経営安定対策の見直し等に的確に対応するためには、現在の理事数を維持して業務を遂行する必要がある。

- ② 平成30年4月からの畜安法等の一部改正法の施行により、加工原料乳生産者補給金制度においては、これまでの指定生乳生産者団体以外の対象事業者にも生産者補給交付金及び補給金を交付し、加えて、指定事業者に対し集送乳調整金を交付することとなるため、業務量の増加が見込まれる。また、加糖調製品に係る糖価調整制度が改正された場合、調整金を徴収する対象事業者が大幅に増加することから、これら業務の効率化を推進するとともに、業務を確実に実施するために必要な人員の確保等組織体制の整備を図る必要がある。

4. その他（業務全般に関する見直し）

（1）業務運営体制の整備

① 業務執行の改善

業務執行の改善を図るため、外部有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての第三者機関による審査・評価を引き続き行い、その結果を業務運営に反映させる。

② 内部統制の充実・強化

内部統制については、外部有識者による業務実績に関する評価やコンプライアンスの推進等に加え、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制委員会の設置やリスク管理等の内部統制に係る体制や規程の整備が行われている。今後は、その定着をさらに推進するとともに、有効性の観点から随時見直しを行い、実効性の向上に努める。

③ 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティについては、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等に基づき、引き続き適切な情報セキュリティ対策を講じる。

④ 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日 総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、一

者応札・応募の解消に向けた取組を引き続き実施し、その実施状況について公表する。

(2) 財務内容の改善

- ① 畜産業振興事業については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえた見直しを行うとともに、機構においては、公益法人等に造成している基金について毎年度点検を行う。
- ② 砂糖勘定の繰越欠損金については、糖価調整制度の関係者による取組により漸減してきているが、いまだ多額の繰越欠損金があることから、その解消に向けた取組を推進する。機構においては、引き続き借入コストの低減に努める。